

基幹統計の指定について - これまでの経緯等 -

平成 24 年 3 月 13 日
総務省政策統括官（統計基準担当）

基幹統計の指定については、統計法第 7 条の規定に基づき、総務大臣が、あらかじめ、当該統計を作成する大臣に協議するとともに、統計委員会の意見を聴いた上で、行うこととされている。

統計法においては、基幹統計は、同法で直接定める国勢統計と国民経済計算のほか、第 2 条第 4 項第 3 号で定める 3 つの要件のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するものとされている。また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定。以下「基本計画」という）においては、基幹統計の指定に当たって、個別の具体的な事例に即して判断する必要があることとされており、この判断に当たっての一般的な判断要素の例として、9 つの観点が挙げられている。さらに、統計法においては、基幹統計について、公表義務、報告義務等の一定の規律が定められている。

1 法定要件

統計法においては、基幹統計は、国勢統計と国民経済計算のほか、第 2 条第 4 項第 3 号イロハのいずれかに該当するものとしている。

行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

- イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
- ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
- ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

2 判断要素の例

基本的計画において、以下のような 9 つの観点が挙げられている。

国民生活に関連する重要な構造統計又は動態統計
月例経済報告で利用されている統計
結果の利用が法令上規定されている統計
人や物の国際的な流れを水際でとらえる統計
国民経済計算や重要な加工統計の直接的な基礎データとなる統計
地方公共団体においても幅広く活用できる統計
国際連合で提唱された S S D S (System of Social and Demographic Statistics) を基に総務省が整理している社会・人口統計体系に掲載されているデータの源泉となっている主要な統計
経済統計に関する国際条約等により作成義務のある統計
結果の利活用が調査・集計事項の一部にとどまらず、広範囲にわたっている統計

3 その他統計法における一定の規律

統計法においては、基幹統計には、他の公的統計に比べ、より高い正確性や利便性を確保するために、公表義務、報告義務、調査、報告その他の協力依頼を行う権限の付与など、一定の規律が定められており、これらの規律について十分に考慮する必要がある。

【備考】

- 1 旧統計法の指定統計から統計法の基幹統計への移行の有無についてみると、1 回限りで計画された統計、対象となる産業の規模が著しく低下した統計などは、指定統計であっても基幹統計として指定されていない。（別紙 1）
- 2 統計法における「法定要件」イロハと基本計画の「判断要素の例」 ~ の関係については、別紙 2 のとおりと考えられる。
なお、 ~ は例示とされており、基幹統計の指定の際の判断要素としてはこれら以外のものがあることも想定されている。
- 3 統計法において定められている基幹統計等に係る一定の規律を整理すると、別紙 3 のとおりとなっている。

統計法全面施行時における指定統計の取扱いについて

1 統計法全面施行時の指定の状況

統計法全面施行時（平成21年4月1日）に、旧統計法において総務大臣の指定を受けた122指定統計のうち、国勢統計は統計法第2条第4項第1号の規定に基づき基幹統計とされ、51統計は統計法附則第5条の規定に基づく総務大臣の公示により基幹統計とされた。

基幹統計とされなかった残りの70は、指定統計調査の実施が中止されていたものである。ただし、このうち3つについては、別途、承認統計調査として実施されていた。

（注）加工統計である国民経済計算は、統計法第2条第4項第2号の規定に基づき新たに基幹統計とされ、統計法全面施行時（平成21年4月1日）の基幹統計は、合計53統計であった。

2 基幹統計とされなかった指定統計

基幹統計とされなかった70統計は、下表のように整理される。

【表 基幹統計とされなかった指定統計について】

| 統計調査の属性 | 指定統計調査の例 | 指定統計数 |
|---|-----------------------|-------|
| 地方自治法の規定により市に昇格する要件を満たすか否かを把握するために1回限りで行われた統計調査 | 中津川町常住人口調査 等 | 8 |
| その他1回限りで行われた計画された統計調査 | 宅地制度調査 等 | 21 |
| 行政施策上の必要性が乏しくなった統計調査 | 養蚕収繭統計調査 等 | 32 |
| 調査の重複の排除のため他の指定統計調査に統合された統計調査 | 船員毎月勤労統計（船員労働統計に統合） 等 | 8 |
| その他 | 法人企業投資実績統計調査 | 1 |

<参考1 統計法全面施行時に承認統計調査として実施されていた3統計>

- ・ 繊維流通統計調査、非鉄金属等需給動態統計調査については、調査発足当時とは逆に供給力過剰の事態となり供給不安が解消され、需給調整の必要性、経済分析の基礎資料としての役割が低下したことなどを踏まえ、承認統計調査として実施。（注）現在は、一般統計調査として実施されている。
- ・ 法人企業投資実績統計調査については、法人企業投資予測統計調査（承認統計）と統合することにより、「予測」に関する調査事項の把握、調査事項の簡素化、調査対象の資本金1億円以上への限定を行った上で、承認統計調査として実施。（注）現在は、一般統計調査として実施されている。

<参考2 養蚕収繭統計調査>

養蚕収繭統計調査は、養蚕の農業総産出額の低下（ピーク時の昭和48年の1899億円から平成11年には23億円）に伴い指定統計としての重要性が低下したとして、指定統計調査の実施が中止され、必要最小限の資料を得るための承認統計調査として平成14年度から16年度まで実施されていたが、その後中止された。

3 統計法全面施行後の指定の状況

全面施行後、平成24年1月現在までに、基本計画において新たに基幹統計として整備する統計として掲げられたもののうち3つの加工統計（産業連関表、生命表、鉱工業指数）が総務大臣の指定を受け、現在、基幹統計は56統計（うち加工統計4）となっている。

（注）全面施行後、新規に指定した基幹統計は、全て加工統計であり、これまでのところ調査統計の新規の指定はない。

統計法における「法定要件」と基本計画における「判断要素の例」の関係

| 統計法における「法定要件」 | |
|---|--|
| <p>< 基本計画における判断要素の例 ></p> | 該当する基幹統計 |
| <p>< その他指定に当たって考慮される要素の例 ></p> | |
| <p>イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計</p> | <p>国民経済計算 国勢統計 住宅・土地統計 労働力調査 小売物価統計 家計調査 個人企業経済調査 科学技術研究調査 地方公務員給与実態調査 就業構造基本調査 全国消費実態統計 全国物価統計 社会生活基本統計 法人企業統計 民間給与実態統計 学校基本調査 学校保健統計 学校教員統計 社会教育調査 人口動態調査</p> |
| <p>< 基本計画における「判断要素の例」 > 国民生活に関連する重要な構造統計又は動態統計 月例経済報告で利用されている統計 結果の利用が法令上規定されている統計 人や物の国際的な流れを水際でとらえる統計 国民経済計算や重要な加工統計の直接的な基礎データとなる統計 地方公共団体においても幅広く活用できる統計</p> | |
| <p>< その他指定に当たって考慮される要素の例 > (1)閣議に定期的に報告されている統計 (2)法令上、具体の目的のために使用することが規定されている統計 (3)全国的な政策の基本計画等において、使用することが想定されている統計 (4)各府省の白書に継続的に使用されている統計 (5)加工統計である基幹統計の主要かつ直接的な基礎データとなる統計</p> | <p>毎月勤労統計調査 薬事工業生産動態統計調査 医療施設統計 患者調査 賃金構造基本統計 国民生活基礎統計 生命表 農林業構造統計 牛乳乳製品統計 作物統計 海面漁業生産統計 漁業センサス 木材統計 農業経営統計 工業統計調査 経済産業省生産動態統計 商業統計 ガス事業生産動態統計 石油製品需給動態統計 商業動態統計調査 特定サービス産業実態統計 経済産業省特定業種石油等消費統計 経済産業省企業活動基本統計 鉱工業指数 港湾統計 造船造機統計 建築着工統計 鉄道車両等生産動態統計調査 建設工事統計 船員労働統計 自動車輸送統計 内航船舶輸送統計 法人土地基本統計 産業連関表 経済構造統計 (埋蔵鉱量統計)</p> |
| <p>ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計</p> | |
| <p>< 基本計画における「判断要素の例」 > 国民生活に関連する重要な構造統計又は動態統計 人や物の国際的な流れを水際でとらえる統計 地方公共団体においても幅広く活用できる統計 国際連合で提唱されたSSDS (System of Social and Demographic Statistics) を 基に総務省が整理している社会・人口統計体系に掲載されているデータの源泉 となっている主要な統計 結果の利活用が調査・集計事項の一部にとどまらず、広範囲にわたっている統計</p> | |
| <p>< その他指定に当たって考慮される要素の例 > (1)一定程度幅広い範囲で継続的に作成される統計 (2)一定分野ごとの基本的事項に関する動態統計又は構造統計</p> | |
| <p>ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計</p> | |
| <p>< 基本計画における「判断要素の例」 > 国民生活に関連する重要な構造統計又は動態統計 人や物の国際的な流れを水際でとらえる統計 経済統計に関する国際条約等により作成義務のある統計</p> | |
| <p>< その他指定に当たって考慮される要素の例 > (1)国際条約で作成が義務づけられている統計 (2)国際機関が定めた国際基準(原則、勧告等)が存在し、それに準拠して作成されている統計 (3)日本が国際機関に定期的に提出している主要な統計 (4)諸外国の多くが定期的に作成している統計</p> | |

基幹統計に対する統計法上の規律と考慮すべき観点

| 統計法における規律 | 基幹統計の指定に当たり考慮すべき観点 |
|--|---|
| 〔基幹統計に対する統計法の一定の規律〕 | |
| 公表にかかる義務等(法第8条) | |
| 速やかな公表義務 | ・統計を作成したときに、速やかに公表する必要があること。(「申請負担軽減対策」(平成9年2月10日閣議決定)において、原則として、遅くとも月次調査は60日以内、年次・周期調査は1年以内に公表することとされている。) |
| 公表期日及び公表方法の公表 | ・あらかじめ、インターネットの利用等により、公表期日及び公表方法を公表する必要があること。 |
| 報告者に対する報告義務(法第13条、第61条)() | |
| 報告義務を課す必要性 | ・高い正確性を確保するために、個人、法人等の報告者に報告義務を課す必要があること。 |
| 調査、報告その他の協力依頼(法第29条、第30条、第31条)() | |
| 協力依頼を行う必要性 | ・高い正確性を確保するために、他の行政機関の長等に対して調査、報告その他の協力依頼を行う権限を付与する必要があること。 |
| 統計調査事務の法定受託事務として処理する必要性(法第16条)() | |
| | ・調査実施の確実性や正確性の確保の観点から、地方自治体を經由して統計調査を行う場合に法定受託事務とする必要があること。 |
| 統計の作成方法を通知する義務(法第26条)() | |
| | ・統計調査以外の方法により統計を作成する場合、明確な作成方法に基づいて、作成・推計を行っていること。また、その作成方法を総務大臣に通知する必要があること。 |
| 公表期日前漏洩への罰則(法第58条) | |
| 公表期日前の漏洩に罰則を課す必要性 | ・公表期日以前に統計を他に漏らし、又は盗用したときに罰則を適用する必要があること。 |
| 〔基幹統計調査の承認要件〕 | |
| 基幹統計の作成の目的に照らした必要十分性(法第10条第1号) | |
| 調査対象の範囲 | ・作成される統計に照らして、範囲に偏りがないこと。 |
| 報告を求める事項 | ・作成される統計に照らして、不足している事項がないこと。 |
| 集計事項 | ・統計として追加すべき集計事項がないこと。 |
| 他の基幹統計調査との重複排除(法第10条第3号)(注) | |
| 調査の範囲、報告を求める期間 | ・他の基幹統計調査と同じ範囲に対し、同じ時期に報告を求めることになっていないこと。 |
| 報告を求める事項 | ・他の基幹統計調査でも報告を求めている事項がある場合、当該調査で報告を求めらることに合理性があること。 |
| 〔一般統計調査と共通の承認要件〕 | |
| 調査の統計技術的合理性・妥当性(法第10条第2号、第20条第1号) | |
| 調査の名称(統計の名称) | ・調査される内容を的確に表すとともに、実施に当たって適切な名称となっていること。 |
| 調査の目的 | ・統計の利用が明確であり、調査を実施する必要があること。 |
| 調査対象の範囲 | ・調査対象の範囲は明確であり、報告負担を課す上で合理的な範囲に限定されていること。 |
| 報告を求める事項 | ・集計事項と全く関係のない調査事項が含まれていないこと。 |
| 報告を求める事項の基準となる期日又は期間 | ・適切な期日又は期間における事項を報告させるものとなっていること。 |
| 報告を求める者 | ・全数調査の場合は真に全数調査の必要性があること。また、標本調査の場合は標本設計が適切であること。 |
| 報告を求めるために用いる方法 | ・調査を円滑に行うために適切な組織を經由するものとなっており、調査方法(調査員調査、郵送調査、オンライン調査等)の選択が合理的なものとなっていること。 |
| 報告を求める期間 | ・申請された調査周期とする理由が合理的なものであること。 |
| 使用する統計基準 | ・統計基準の使用が適切なものとなっていること。 |
| 〔基幹統計に対するその他の規律〕 | |

統計委員会への意見聴取義務(法第9条、第11条、第35条)、立入検査を行う権限(法第15条)、総務大臣が地方公共団体が行う統計調査を中止等する権限(法第24条)、報告妨害等に対する罰則(法第57条、第60条、第61条)

()は、統計の作成方法等によっては考慮する必要性がない場合がある規律
 (注)一般統計調査においては、行政機関が行う「他の統計調査」との間の重複是正が承認要件